

十九八	七六五四	三二一	○發成省令財務省國債の發行等に關する告示				
償還期限	發行価格	振替額位	最低額面金額法	發行方法	用振の法適	名稱及び記	第百八十七号
平成一面成るの記定	千五百円八年八月二十日	額引受金額で三千五百五百六十億千	萬円銀行による日本銀行の借換えのため	引本銀行を振替へ	振の以適用下「振替法」といふ。	社債第一年別平成十三年法律第七十五号。	國庫短期証券（第三百九十四回）
二銭金二。整載法	十額數又の倍は規定	額行関係は受けけるものとし、そのための	面銀機関を受けるものとし、そのための	振用「振替法」による振替	律社債第一年別平成十三年法律第七十五号。	株式等の振替に関する法律（平成四十一年六月三十日施行）	國務大臣臨時代理新藤義孝
十一厘百五円	六厘百五円	五百六十億千	五百六十億千	行法律第十七号	計第二十條	（昭和五十七年大藏省令（昭和五十七年五月五日））	財務大臣（昭和五十七年五月五日）
年八月つ二十九日	に、るよ最振る低替も額口の面座と金簿	六十六億千	六十六億千	行法律第十七号	（昭和五十七年五月五日）	（昭和五十七年五月五日）	（昭和五十七年五月五日）

十
三

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当 た
成 本 面 還 た だ
二 銀 金 金 る し
十 行 額 を と 、
五 百 支 き 償
年 円 払 は 還
八 に う 、 期
月 つ 。 そ が
二 き の 銀
十 百 翌 行
日 円 営 休
業 業
日 日
に に